

個別約款（コープガス料金契約）

2019年3月29日実施

大阪いずみ市民生活協同組合

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 割引制度	1
5. 割引制度の適用除外	1
6. その他	2
付則	2
（別 表）	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「コープガス料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客様と生協との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「コープでんきセット割引」とは、コープガス料金契約を締結したお客様が、コープガス料金契約の需要場所において生協との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客様がコープガス料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料金

生協は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位数又は基本約款19の規定により調整単位数を算定した場合は、その調整単位数を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款19(2)②ただし書きの適用はないものといたします。

4. 割引制度

- (1) コープガス料金契約の需要場所において生協との間で電気の需給契約を締結したお客様は、「コープでんきセット割引」の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

イ コープでんきセット割引

割引額 = 3に定める料金 × 3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,320円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,320円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,320円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 「コープでんきセット割引」の開始日は、生協が電気の需給契約の申込を承諾した後の最初の検針日とします。

5. 割引制度の適用除外

お客様は、生協との電気の需給契約が終了した場合、「コープでんきセット割引」の適用は、生協が通知を受けた直後の検針日までといたします。

6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年3月29日から実施いたします。

(別 表)

料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,500.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.34円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,507.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	132.99円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,523.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	132.67円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,930.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,342.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	126.54円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,657.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	125.64円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,737.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	119.48円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,407.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。